

新条文

附則

1 略

2 第八条に規定するもののほか、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機（同表の中欄に掲げる期間に係るものに限る。）とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額に次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額とする。

航空機	期間	割合
一 空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く）	平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五分の一

旧条文

附則

1 略

2 第八条に規定するもののほか、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除き、平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に係るものに限る。）で、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供するものとし、当該航空機に係る条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の十五分の一に相当する額を控除して得た額とする。

3・4 略

一 空港と大韓民国内の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるもの	令和六年一月二十日 日から同年三月三十一日まで	十五分の四
---	----------------------------	-------

3・4 略